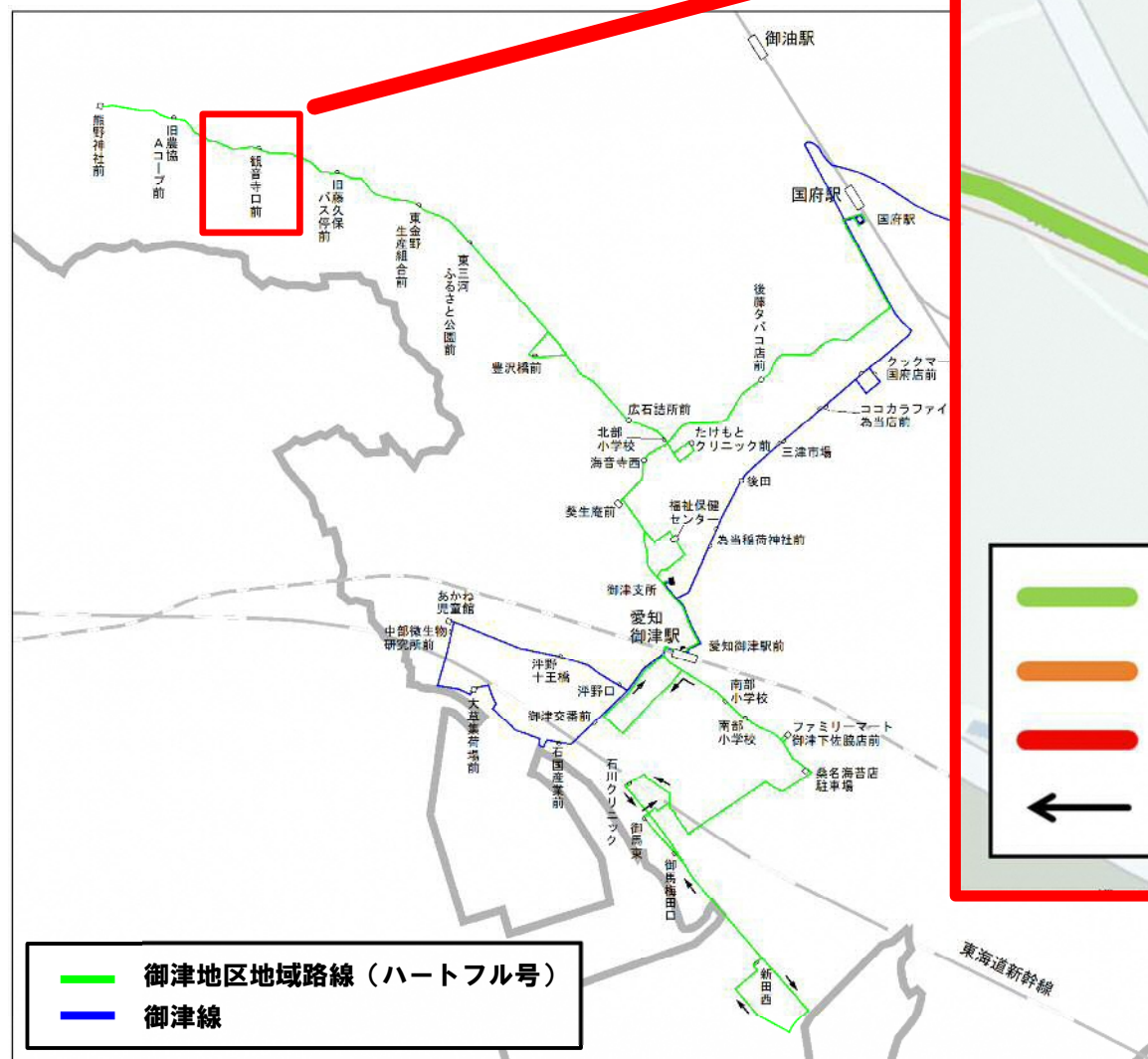


5. 【協議事項（4）】御津地区地域路線「観音寺口前」バス停付近におけるルート変更等

- ・令和4年度末、国道23号に関連する工事に伴い、御津地区地域路線「観音寺口前」バス停が設置されている道路（県道豊川蒲郡線）に迂回路が設定され、同バス停前の道路の通り抜けができなくなった。（バスは道路運送法第17条（やむを得ない事由（工事））を適用して迂回路を運行。）
- ・令和5年4月、道路管理者（県）に工期等を確認。工期は令和5年3月21日（火）から令和6年3月5日（火）（予定）、工事完了後は既存ルート（現在は通り抜け不可）に戻ることを確認できたため、愛知運輸支局に相談。令和5年8月1日（火）（予定）付けで迂回路をバスのルートとして新設し、既存ルートを休止。工事完了後に既存ルートに戻すことになった。
- ・また、運行事業者より同バス停への停車は危険であるとの指摘があったため、バス停の移設を検討。
- ・しかし、付近一帯が工事区域となっているため、移設可能場所はなし。（令和5年5月16日（火）公安委員会協議済）
- ・同バス停については、令和3年度から小学生の通学利用者がいなくなったため、令和5年8月1日（火）（予定）から当面の間休止し、移設場所を継続検討。（令和元年度から令和2年度の月平均利用者数15人→令和3年度から令和4年度の月平均利用者数0.1人）

【全体路線図】



休止区間及び迂回路  
起 点：豊川市御津町金野石田14番3地先  
終 点：豊川市御津町金野石田22番地2地先  
道路種別：県道  
道路幅員：7m  
キ 口 程：100m